

社会福祉施設等における事故等発生時の報告取扱い

1 報告の範囲等

事故等が発生した場合は、市へ電話で報告した後、所定の書面を提出すること。
ただし、次の事故等の場合は、休庁日であっても速やかに、深夜であっても翌朝、市へ電話で報告した後、所定の書面を提出すること。

【休庁日であっても第一報（電話連絡）が必要なもの】

○サービスの提供時による利用者の死亡事故

○感染症

- ・同一の感染症の患者又はそれらが疑われる死亡者、重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ・同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ・特に施設等の長が報告を必要と認めた場合

○食中毒

○利用者の行方不明

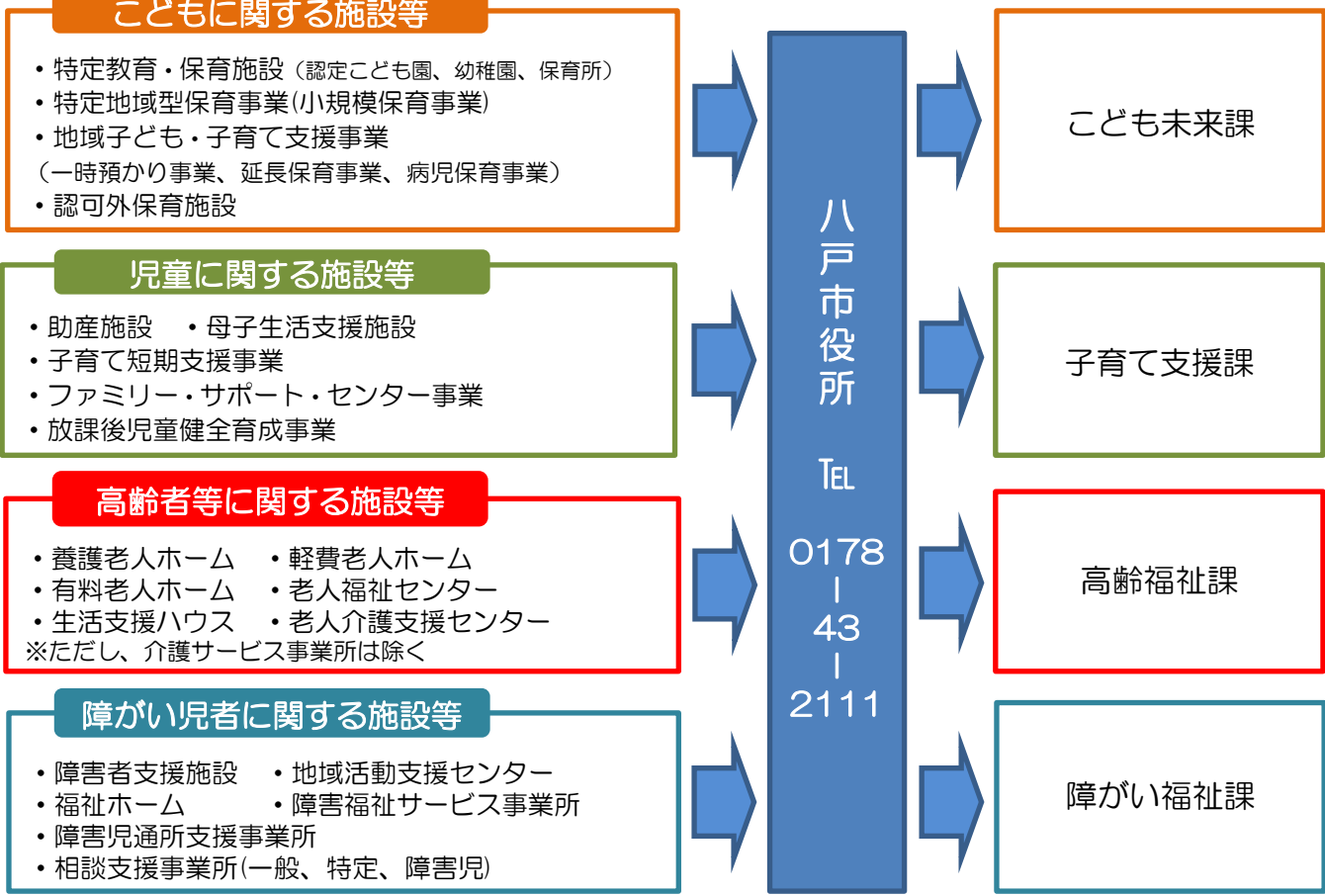
- ・行方不明の当日中に発見できない場合
- ・警察に捜索願を提出した場合

○火災（消防機関に出動を要請した場合）

○その他報道された事案（今後報道される可能性のある事案を含む。）

- ・利用者に対する虐待、法令遵守違反など

2 報告体制



■ 感染症、食中毒の場合は、八戸市保健所への連絡を行うこと。

担当課	開庁日	休庁日・深夜
【感染症】保健予防課	0178-43-2291	0178-43-2111
【食中毒】衛生課	0178-43-2312	